

2022年度 事業報告書

(2022年9月1日～2023年8月31日)

1 事業の成果

「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業運営業務」を消費者庁から受託し、実施しました。その事業収益の一部を活用することで、助成事業を拡充することができました。

当基金への寄付金は、助成事業に充てることとしています。加えて会費収入及び受託事業収益から補充し、第11回助成事業で8団体計195万円、第12回助成事業で11団体計295万円の助成を行うことができました。

なお、適格消費者団体への助成について、昨年度より、裁判外の差止請求を行った団体も対象に加えることとし、より多くの団体の活動支援につながりました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 12,902 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者数	事業費(千円)
(1) 消費者裁判手続特例法(以下、特例法という)において「支援業務」として定められた次の業務							
① 特定適格消費者団体の委託を受けて行う、被害回復関係業務に付随する事務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を検討した。	2023年7月～2023年8月	千田 代 プザフ エ ラエ	理事・監 事9名、3 務名	—	—	0
② 団体と相手方の合意による相手方通知等の相手方が行うべき事務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を検討した。	2023年7月～2023年8月	千田 代 プザフ エ ラエ	理事・監 事9名、3 務名	—	—	0
③ 被害回復関係業務に関する特定適格消費者団体に対する助言、情報の公表その他の業務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を検討した。	2023年7月～2023年8月	千田 代 プザフ エ ラエ	理事・監 事9名、3 務名	—	—	0
④ 特例法第95条第1項、第2項による公表及び特例法実施のために必要な情報の収集等、内閣総理大臣の委託を受けて行う業務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を検討した。	2023年6月～2023年8月	千田 代 プザフ エ ラエ	理事・監 事9名、3 務名	—	—	0
(2) 各種消費者契約被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成	適格消費者団体から理事の申請について、助成を実施した。	1月、7月の2回の助成実施	千田 代 プザフ エ ラエ	理事・監 事9名、3 務名	適格消費者団体	のべ15団体	4,103

(3) 各種消費者契約被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を使用する団体への助成	特定適格消費者団体の特かからの申請に検討を行い、助成を実施した。	1月、7月の2回の助成実施	千田プザフ 代区ラエ	理事・監 9名、3 務事名	特 定 適 費 者 団 体	3 団 体	1,109
(4) 各種消費者被害の相談業務、注意喚起業務に係る消費者への是正要請を行っている非営利法人への助成	適格認定をめざす団体のほかの申請に検討を行い、助成を行った。	1月、7月の2回の助成実施	千田プザフ 代区ラエ	理事・監 9名、3 務事名	消 費 者 の 組 織 に 関 連 し た 非 営 利 法 人	1 団 体	222
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	助成対象団体の活動実績を紹介するシンポジウムを実施	10月	千田プザフ 代区ラエ	理事・監 9名、3 務事名	全 国 の 消 費 者	19名	0 ※1
	孤独・孤立と消費者被害に係る相談を実施、その分析及びシンポジウム開催事業（消費者庁受託事業）	12~1月 11月 3月 相分シ ン、ポ	千田プザフ 代区ラエ	理 事 1 名、 務 4 名	全 国 の 消 費 者	187名	7,468
	SNSで、下記情報を拡散。そのタイムラインをウェブサイトに掲示。 ・(特定) 適格消費者団体の公表情報 ・消費者行政の注意喚起等公表情報 ・消費者契約問題に係わる報道	週に2~3日投稿	千田プザフ 代区ラエ	事 務 2 名	全 国 の 消 費 者	不 定 数 特 多	0 ※2
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	なし						

※1 当該シンポジウムは総会と同日に連続して開催しているため、会場費等について、総会関連費と一括して管理費に計上
 ※2 ウェブサイトに係る経費は、ネット関連費として管理費に計上